

(試験の実施回数及び実施期日)

第7条 試験は、原則として、2年ごとに1回実施することとする。

ただし、当分の間、又は特別な理由があると認められる場合には、毎年1回実施することができるものとする。

2 試験は、会長があらかじめ定めた日時及び場所において、一斉に実施する。

ただし、特別な理由により当該実施が困難なときは、別に会長が定めることができるものとする。

(試験の方式及び内容)

第8条 試験は筆記によるものとし、その問題の内容は、下水道に関する一般知識及び排水設備に関する法令、事務手続き、設計、施工並びに維持管理に関するものとする。

(受験資格)

第9条 受験者の資格は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科、若しくはこれに相当する課程を修了した者

(2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者

(3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する者

(4) 前各号に掲げる者に準ずる者として、別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する者は、受験をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 違法行為又は不正行為等によって、試験の合格又は責任技術者の登録を取り消され、2年を経過していない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) その他、会長が受験者として不適当と認める者

(試験の合否判定及び合格通知等)

第10条 会長は、試験の実施後速やかに合否を判定し、当該合格した者にその結果を通知するものとする。

2 会長は、合格者名簿を作成して協定を締結した下水道管理者に通知する。なお、合格者名簿を変更したときも同様に通知するものとする。

(合格の取消し)

第11条 会長は、前条第1項の規定により合格と判定された者で、次に掲げる各号の一つに該当することが判明したときは、合格を取り消さなければならない。

(1) 受験者としての資格がなかったとき

(2) 試験に不正行為があったとき

(3) 虚偽の受験申し込みがあったとき

(4) その他、会長が不適当と認めるとき